

○山梨県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規程の制定について

〔 令和 7 年 5 月 1 6 日 〕
〔 例規甲 (備一資) 第 40 号 〕

この度、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）の施行に伴い、山梨県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規程（令和 7 年山梨県公安委員会規程第 1 号）が制定されたが、その趣旨等については次のとおりであるので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

山梨県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関し講ずべき措置等を定め、重要経済安保情報の保全に万全を期することとされた。

第 2 解釈及び運用

1 保全責任者等（第 3 条関係）

保全責任者は、公安委員会補佐室長とされた。また、公安委員会補佐室室長補佐が臨時代行職員とされた。

2 重要経済安保情報文書等の保管容器（第 11 条関係）

第 4 項の「重要経済安保情報管理者の定めるところ」については、「規定によることができない場合」の実情に応じ、個別に重要経済安保情報管理者が定めることとされた。

3 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機（第 13 条関係）

第 1 項の「重要経済安保情報管理者が認めたもの」は、KAI システムとされた。また、共有フォルダに保存された重要経済安保情報を含むファイルの暗号化措置の解除は、あらかじめ当該ファイルを KAI システムの端末装置のローカルフォルダに移動させた後に行うものとされた。

4 交付及び伝達の承認（第 17 条関係）

当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされている同一の所属の職員の間における重要経済安保情報文書等の交付又は重要経済安保情報の伝達は、あらかじめ重要経済安保情報管理者が承認したものとみなすこととされた。

5 運搬の方法（第 18 条関係）

運搬することができない、又は不適当であるときの運搬方法については、当該重要

経済安保情報文書等の実情に応じ、重要経済安保情報管理者が個別に定めることとされた。

6 文書及び図画の封かん（第20条関係）

「重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたとき」とは、警察本部内において立入制限（ICカード式符錠等の鍵により立入制限を行い、かつ、行先の担当者の承諾を得なければ立ち入ることができない場合に限る。）を行っている取扱場所相互間を運搬する場合とされた。

7 伝達の方法（第24条関係）

真にやむを得ない場合を除き、所定の暗号化措置を施した電話機で伝達する場合以外の場合においては、電話により重要経済安保情報を伝達してはならないものとされた。

8 重要経済安保情報文書等保管管理簿（第25条関係）

重要経済安保情報文書等保管管理簿の作成は、保管する重要経済安保情報文書等が大量となる場合その他必要な場合に行うものとされた。

第3 施行年月日

令和7年5月16日から施行することとされた。